

第1章 計画の基本的事項

1.1 計画策定の趣旨

本市では、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成12年(2000年)3月に最初の「鹿沼市環境基本計画」を策定し、さらに平成13年(2001年)1月に「鹿沼市環境基本条例」を施行しました。

その後、平成19年(2007年)4月に見直しを行い、平成24年(2012年)3月には現行の「第3次鹿沼市環境基本計画」を策定し、新たな時代における“かぬま”を創造するため、第6次総合計画の将来都市像「自然と共に歩む 人情味あふれる絆のまち」を都市イメージとして掲げ、各種施策を展開してきたところです。

このような中、平成23年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故は、エネルギーやエコロジーに対する意識を大きく変えるなど、私たちの生活に大きな影響を及ぼすと共に、安全で安定的なエネルギー需給や放射性物質の影響といった新たな課題への対応を迫られることとなりました。

また、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に端を発した国内の原子力発電所の停止に伴い、火力発電が増加したことにより二酸化炭素排出量が増加している中、政府は、平成28年(2016年)5月13日に閣議決定した地球温暖化対策計画において、国内の温室効果ガス排出量を平成42年(2030年)までに平成25年度(2013年度)比で26.0%削減するとした中期目標を立てましたが、もはや温暖化対策は待ったなしの状況であります。

こうした状況を踏まえ、本市の環境の現状と課題を的確に把握し、効果的かつ持続的に対応していくため、次期環境基本計画を策定することとしました。

なお、本計画では、環境基本計画の中に「地球温暖化対策実行計画」を組み入れ、両計画を一体のものとして効率的な運用を図ります。

1.2 目標年次

本計画は、計画期間を平成29年度(2017年度)から平成33年度(2021年度)までの5か年間とし、目標年次を平成33年度(2021年度)とします。

ただし、社会情勢や環境問題の変化、環境関連法制度の改正等に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

1.3 計画の位置づけ

環境基本計画は、平成13年（2001年）1月1日に施行された『鹿沼市環境基本条例』第9条に基づき定められたもので、「鹿沼市総合計画」を環境の保全面から具体化する環境に関する最上位の計画と位置づけられます。

市が環境の保全及び創造を目的として実施する具体的な個別の施策は、この計画の基本的な方針に沿って実施します。

また、国・県の環境基本計画及び関連計画とも整合を図るとともに、地球温暖化対策実行計画を含め、効率的、効果的な計画の推進を図ります。

